

大阪市火災条例第 58 条第 1 項第 3 号の規定に基づく
届出事項については次により行ないます。

遵守事項

1. 本届けに関しては、使用する防火対象物の防火管理者と連絡を密に致します。
2. カーテン、幕類、展示用合板、繊維板、装飾品等は、防災処理済のものを使用します。
3. 消火器は、届出書どおり設置し、規定の標識を掲出します。
4. 屋内消火栓箱の全面に、操作の障害となる展示物等は設けません。
5. 誘導灯の周囲には、これと紛らわしい又はこれを遮る灯火、広告物、展示物等を設けません、
6. 終業点検は、確実に励行します。
7. 避難施設等は、下記該当事項について、避難上有効に管理致します。
 - (1) 避難施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物件を放置、若しくは存置させません。
 - (2) 避難施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持します。
 - (3) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とします。
 - (4) 避難口に設ける戸（そでとびら、くぐり戸の類を含む）は、開催期間中屋内から鍵を用いることなく解除することができ、かつ、その解鍵方法が見やすい箇所に表示されるようにします。
 - (5) 避難口の前面には、出口を隠ぺいし、又は識別を妨げるおそれのある鏡又はカーテンその他装飾用物品を設けません。
 - (6) 避難器具設置場所付近は、安全かつ速やかに、避難器具を操作できる広さを保有します。
 - (7) 避難器具設置場所に容易に到達できる通路を保有します。
 - (8) 避難器具を操作するに必要な照度を保有します。
 - (9) 防火シャッターが有効に使用できるよう、シャッター線上に物品を置きません。
 - (10) 定員を遵守します。
8. 本届出期間中の会場警備については、会場の消防計画等に定める防災規定を遵守して事故発生時の連携体制を密にして万全を期します。
9. 付帯条件